

相談の流れ

地域包括支援センターでは、介護や福祉に関して、さまざまな相談を受けています。ご相談の流れは、以下のとおりです。

1 地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センターには、高齢者や家族、地域の方から、介護や福祉のご相談をお受けする担当者がいます。

あなたがお困りのことや必要なサービスについて、ご相談ください。

2 心身の状況や生活の様子を確認させていただきます。

あなたの心身の状況を判断するため、必要に応じて次のいずれかを行います。

○基本チェックリスト

あなたの生活の状況などを確認するため、いくつかの質問にご回答いただきます。

○要介護認定

調査員がご自宅等に訪問し、生活の状況などを調査します。その結果に基づいて、医師などで構成する会議で、あなたがどのくらい介護が必要か（要介護度）を検討します。

3 介護予防・生活支援サービスの利用計画を一緒につくります。

2の結果、事業対象者等に判定された場合、あなたが望む生活の姿を目標として定め、それを実現するために必要な介護予防・生活支援サービスとその利用回数について相談しながら計画をつくります。

4 介護予防・生活支援サービス等を利用させていただきます。

3の計画に基づき、介護予防・生活支援サービスを利用します。利用できるサービスは、あなたの支援の必要な状況によって異なります。

5 定期的に状況を確認し、介護予防・生活支援サービスの利用計画を再検討します

3の計画を一緒に作成した専門職が定期的にあなたの様子を確認します。心身の状況は変化していきますので、それに応じて支援・サービスを組み替えていきます。

利用の手続き

要支援 1・2の方 サービスを利用したい方

地域包括支援センターに連絡してください。☎ 055-272-1106
お困りの内容や希望をお聞きます。

① 基本チェックリストにより、
サービス事業対象者と判定※1

② 要介護認定申請

非該当

一般介護予防事業へ

※1 40歳から64歳までの第2号被保険者の方が総合事業を利用する際は、必ず要支援認定が必要になります。

認定調査・医師の意見書

要介護認定審査

サービス事業対象者
(要支援 1・2 相当)

非該当

一般介護予防事業へ

要支援 1・2

要介護 1～5

基本チェックリストで
サービス事業対象者と判定

非該当

一般介護予防事業へ

訪問型サービス
通所型サービス
のみの利用対象者

訪問型・通所型
サービス以外の
利用対象者

介護予防・生活支援
サービス事業の対象
にはなりません。

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼の届出
サービス事業対象者として被保険者証を交付

要支援 1・2 として被保険者証を交付
介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼の届出

要介護 1～5 として被保険者証を交付
居宅サービス計画作成依頼の届出

介護予防・生活支援サービス事業

介護保険サービス

ケアプランの作成・サービス利用の相談

一般介護予防事業

全ての高齢者が利用できます。事業対象者等の判定は不要です。
各事業ごとに利用の手続きは変わります。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービスの利用計画を一緒に作ります。